

大谷學報

第七十二卷 第一号

平成四年十二月二十日発行

無 ^ム 宝 ^ハ 処 ^ハ への道 ^{トコロ}	神戸 和麿 (1)
中觀アラーサンギカの 「弥勒請問章」受容 ^{シヨウ}	白館 戒雲 (13)
——『ノクシヨーリハニホ』	
II. 222. 132 解説研究——	
カントにおける「無闇心」 門脇 健 (26)	
平成三年度 卒業・修士論文題目一覽 ^{イリヤウ}	(39)
平成三年度 寄贈交換誌目録 ^{ヒジヨウカイハントキモリク}	(55)
集 報.....	(78)
〈大 ^ダ 谷 ^{タニ} 學 ^{ガク} 特 ^{セツ} 別 ^{ベツ} 刊 ^{ケン} 〉 論 ^{リョウ}	
Sources of Authority in Buddhism and	
Buddhist Scholarship Luis O. Gómez (1)	

大 学
大 谷 學 會

大谷学報 第七十一卷 第三号

制度論から人間関係論へ……………野村 哲也

——家族社会学におけるバラダームの転換——

青年ならびに成人における

一体感への願望について……………杉原 保史

浄土系直談と説話……………高橋 伸幸

——標題説話の背景（上）——

大谷学会 春季公開講演要旨

ドイツの統一とヨーロッパ……………大河内了義

宇宙のはじまり……………佐藤 文隆

学位論文審査要旨

二分脊椎症児と

保育マネージメント……………佐賀枝夏文

体育とスポーツに対する
イメージの尺度作成の研究……………中桐 伸吾

大谷学報 第七十一卷 第四号

法華寺の三「嶋」院について……………宮崎 健司

浄土系直談と説話……………高橋 伸幸

——標題説話の背景（下）——

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

The Way to the Place where there are no Three Treasures	Kazumaro Kanbe (1)
An Annotated Japanese Translation of Tson-kha-pa's <i>Drañ nes Legs bśad sñiñ po</i> , Chapter of Prāsaṅgika (II. 222. 132)	Tshul krims skal bzañ (13)
Gleichgültigkeit bei Kant	Ken Kadowaki (26)
Résumé of Lectures at a Special Seminar in the Graduate School : Sources of Authority in Buddhism and Buddhist Scholarship	Luis O. Gómez (1)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、
会務を統理する。
- 第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
- 第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・
社会学・史学・文学、その他の学術
研究と発表をおこなうことを目的と
する。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するた
め、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
 - 二、「大谷大学研究年報」の発行
 - 三、研究会及び公開講演会の開催
 - 四、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文
学部並びに短期大学部のすべての教
育職員及び学生をもつて会員とする。
2、前項のほか、本会の趣旨に賛同
し、役員会において承認されたもの
は、会員となることができる。
- 第五条 本会に左の役員を置く。
- 一、会長
 - 二、委員
 - 三、監事
- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、
会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会に
おいて互選する。
- 2、委員は企画・編集・出版等の会務
を掌理する。
 - 3、委員の任期は二年とする。但し再
任をさまたげない。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会に
おいて互選する。任期は二年とする。
- 2、監事は本会の会計を監査する。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究
を発表し、「大谷学報」並びに「大谷
大学研究年報」の配布を受け、本会
主催の会合に出席することができる。
- 第一〇条 会員の会費は年額金四千円と
する。但し、学生会員は貳千円とする。
- 第一条 1、本会の経費は会費をもつ
てこれに当てる。
- 2、本会の必要経費については、助成
金を受けることができる。
- 一二条 本会の事務は、教務課の所管
とする。

第一三条 この規程の改正には、教授会
の議を経なければならない。

附則 1、この規程は昭和五十六年
四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大
谷学会会則」はこれを廃止する。

大谷学会委員

荒井とみよ 安藤 智信

池上 哲司 大竹 鑑

小野 蓮明 加来 一丸

片野 道雄 多田 稔

豊島 修 安富 信哉

平成四年十二月二十日発行

大谷学会

編集兼 古 田 和 弘

発行者

印刷者 西 村 明

大谷大学内

発行所 大 谷 学 會

振替 京都 四一一八三九三番

電話(075)四三二一三二三一代

郵便番号 六〇三